

社会福祉法人の在り方をめぐって

例えば、「課税」をめぐる議論

政府税調は社会福祉法人への課税を見直す方針を明らかにしました。多くの社会福祉法人が収益をあげ、多額の内部留保を積み上げているという実態にあることが、こうした議論の追い風になっているようです。

社会福祉法人の在り方をめぐっては、厚生労働省による検討会が設置され、今夏、その報告書が公表されるなど、さまざまな議論が沸き起こっています。報告書は、社会福祉法人制度と今日の社会情勢等との整合性を問いつつ、社会福祉法人は地域における公益活動、例えば生活困窮者の自立支援等に積極的に取り組むべきであると指摘しています。

社会福祉法人は、強い公的規制の下に公的な助成を受けられる特別な法人として創設されました。これは憲法第 89 条に定められた「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」という規定により、社会福祉に関する事業にあっても公金の支出禁止が適用されることを回避するための制度です。

いいかえれば、税金を投入することになるのだから、その対象となる社会福祉事業は厳格な「公の支配下」に置かれなければならないということです。このため、かつての社会福祉事業には、時に必要以上と思われる規制がかかり、そのことがむしろ社会福祉事業の発展や拡充を阻む要因にすらなることがありました。

2000 年から実施された介護保険制度は、これまでの行政の意思による「措置制度（つまり公的支配の一形態）」から利用者の「自己決定」に基づく事業者との「契約利用制度」に変わり「公の支配」の考え方にも変化が現れ、それまでの行政から支給される「措置費」に代わって契約によって福祉サービスを利用する人を支援

する「介護給付」とされ、それを「報酬」として事業者が受け取るようになりました。



そして、その後も社会福祉法人には会計準則の改正が求められ、今では企業会計に近い考え方が導入されるようになりました。

また、規制も大幅に緩和され特養など入所型施設以外の各種事業に株式会社、NPO 法人等の参入も認められたため、各種の多様な事業体がさまざまな社会福祉事業を取組むようになりました。障害福祉事業にも同様に大きな変化が生まれました。

イコールフットिंगの要求

社会福祉法人はそもそも公の支配下にあり、その公的要請の下に設立された「非営利」組織であるために基本的にあらゆる税制から免れていました。法人税はもとより固定資産税や消費税などを支払う必要がありません。しかし、近年、続々と参入し始めた株式会社や多くの NPO にはこうした税法上の特典がありません。これでは、同じ事業に取り組んでいながら平等な基盤（イコールフットिंग）に立ってはいないではないかという声が上がりました。もともと社会福祉事業に会社などの参入を認めたのは多様な事業者の参入によって、競争が生じサービスを向上させるという目的がありました。

しかし、一方の社会福祉法人には大きな特典があり、「これでは、まともな競争にならない」という声があがりました。さらには、特典を利用したかのように、全国に 6500 ヶ所ある特別養護老人ホームは、1 施設当たり平均 3 億円超えの内部留保があり、その総額が 2 兆円という調査結果があったり、少なくとも社会福祉法人が世襲であることなどの問題が次々に指摘され、ついにその税制上の優遇措置の根拠が薄弱になったといわれるようになりました。

これからの超高齢社会では、福祉ニーズはますます高まり、必要な事業や施設もさらに必要になるでしょう。社会福祉法人の私物化など許されるはずもなく、今回の税制の見直しの口実にされるような実態は絶対に改善されるべきです。

厚生省は社会福祉法人に今さらながらに「地域貢献」を促しています。つまり、貯めこんだ金を少しぐらいは吐き出せという程度のことです。しかし、問題はそういう姑息な対応をすることではないはずです。地域と向き合って力を尽くせる社会福祉法人とはどうあるべきか。それを真剣に考えなければなりません。社会福祉法人昴は実践の中でその答を見つけていかねばなりません。